

2018 年 12 月吉日
株式会社セゾン情報システムズ
経営推進部

お客様 各位

消費税税率変更に関するお知らせ

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。さて、2016 年 4 月の消費税法改正（2019 年 10 月 1 日から税率 10%）に則り、弊社における消費税の取扱いにつきまして、下記の通り対応させていただく運びとなりました。

内容をご確認いただき、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象

弊社が請求するすべての取引

2. 消費税率の変更

2019 年 10 月 1 日以降のご契約分については、新税率 10%を適用いたします。

- 2019 年 9 月 30 日迄 税抜価格＋消費税 8%
- 2019 年 10 月 01 日以降 税抜価格＋消費税 10%

売買契約、請負契約、業務委託契約に関して

引渡し、または役務の提供が、改正法施行日（2019 年 10 月 1 日）より前に実施された場合は消費税 8%を適用し、施行日以後の場合は消費税 10%を適用いたします。

保守契約に関して

新規に締結する契約あるいは更新される契約のいずれにおいても改正法施行日（2019 年 10 月 1 日）以降にかかる対象期間部分の保守料金は経過措置の適用がなく、消費税 10%を適用いたします。

<適用例> 1 年保守サービスの場合

契約期間：2019 年 4 月 1 日 ～ 2020 年 3 月 31 日

消費税 8%	消費税 10%
2019 年 4 月 1 日～2019 年 9 月 30 日 (6 ヶ月)	2019 年 10 月 1 日～2020 年 3 月 31 日 (6 ヶ月)

3. 請求

- 2019 年 6 月 30 日以前の請求

当該期間に発行する請求書について、消費税の項は一律 8%とさせていただきます。
保守サービス等で改正法施行日（2019 年 10 月 1 日）以後の保守期間の料金を現行税率 8%にてお支払い済みの場合には、新税率との差額 2%分について、別途、請求書を送付させていただきます。

差分請求書の送付は、2019 年 10 月 1 日以降、順次実施いたします。

※ 差分請求の計算につきましては、以下の＜ご参考＞ 消費税差額請求の計算例をご確認ください。

- 2019 年 7 月 1 日以降の請求

当該期間に発行する請求書は、8%と 10%と 2 項目設け、対象期間に沿った金額にてご請求させていただきます。差分請求書は発生しませんので、請求書のとおりにお支払いください。

4. お問い合わせ

本件に対する FAQ・計算例については、以下の URL をご参照ください。

URL : https://home.saison.co.jp/products/topics/tax_FAQ.pdf

上記の URL で解決できない場合は、以下のメールアドレスまでご連絡ください。

お問い合わせ先メールアドレス : tax_info@saison.co.jp

＜ご参考＞ 消費税差額請求の計算例

税抜価格：130,000円 契約期間：2019年4月～2020年3月

(単位：円)

	対象月	4月	…	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A	税抜価格	130,000								
B	消費税率	8 %				10%				
C	月額税抜価格※1	10,837	…	10,833	10,833	10,833	10,833	10,833	10,833	10,833
D	追加請求対象額※2	-				64,998				
E	追加請求額(2%分)※3	-				1,299				

※ 1. A/契約月数(円未満切捨)、端数は契約期間の初月で調整

※ 2. 2019年10月～2020年3月のCの合計金額

※ 3. D×2%(円未満切捨)

以上